

## 移動支援プロジェクトの立ち上げに関して提案

### 1. 目的

移動支援事業は2006年より実施されている。同じようなヘルパー利用制度の中でも、国によって定められた居宅介護などと違い、移動支援事業は地域生活支援事業であるため、市町によってその内容は違う。大津市の移動支援の特徴は以下の点である。

①申請すれば該当者であれば一律25時間支給される。当事者団体等の役員は50時間。

②利用者負担金が30分50円と安い。

③車両送迎を伴う支援に関して、車両乗車中も移動支援で算定できる。

⇒他圏域ではヘルパーが運転する場合は基本的に車両乗車中は除算して、福祉有償運送での対応となる。

④身体介護を伴う外出支援に関して、移動中は移動支援で算定して、現地での身辺面の介護や見守りは居宅介護における身体介護で算定することができる。

⇒他圏域では移動支援の中に身体介護ありとなしと2つあり、外出時は全て移動支援での算定となる。

移動支援に関して大津市は滋賀県その他圏域と比較すると利用者にとっても利用しやすく、事業所としても移動支援と身体介護で請求できるので運営しやすい面がある。

一方で、3点課題が上がっている。

①支給時間について、一律25時間でなく、必要に応じた時間が支給されるべきである。本来、必要に応じた時間が支給されるべきであるが、特に、居住地域の事情により時間が不足する場合があるので、改善されるべきであるとの声が以前からあった。

②外出時に居宅介護における身体介護で支援することに関しては制度的に問題ではとの指摘が以前からあった。また、利用する側や運用する側から見てもルールが分かりにくい面もある。

③車両利用時の扱いおよび輸送料金について、事業所ごとに差異があり、利用する方から見て分かりにくい。

④利用対象の見直し。

・肢体不自由の場合、対象が“全身性障害者及び全身性障害に準ずる者”とされており、身体障害者手帳への記載の有無が基準となっていると思われるが、身体障害者手帳に記載がなくても、区分認定調査の項目を参考にするなどして、実態として同じような状態にある方が利用できるようにすべきである。

・要領には利用対象者として“(5) その他市長が特に必要と認める者”とある。この規定を活用するため、(1)～(4)に当てはまらない場合でも、必要に応じて利用を認めることができるよう、まずは申請を受け付け、“特に必要と認める”か否かについて検討する場を設けるべきである。

そこで上記 4 点を検討するために移動支援プロジェクトを再度立ち上げて見直しを検討していく。

## 2. 構成委員

・前回のプロジェクトメンバー及び市内で移動支援をしている事業所、相談支援事業所、当事者

\*委員案

①相談支援事業所：じゅぷ：染井さん、いるか：藤森さん、生活支援センター：松岡・東間、

②移動支援事業所：かがやき（ヘルプ協代表）：寺田、ゆいヘルパーステーション、福祉会ヘルプ、スマイルケア、サポート楽

③行政：障害福祉課

④当事者：

⑤協議会事務局

## 3. プロジェクトの流れ

・7月のヘルプ協にて移動支援の見直しに関して意見交換及びプロジェクトの立ち上げを説明

・7月の定例会にてプロジェクトの立ち上げを提案

・8月～移動支援の今後の在り方に関して月1回のペースで検討。

・当事者へのヒアリング及び事業所等へのアンケートの実施

・見直しに伴う事例検討

・他圏域の移動支援の現状や課題等の情報収集

## 4. 最終目標

・利用対象者の拡大

・外出時における居宅介護の身体介護の在り方の再検討。

・移動支援における車両利用の在り方の見直し

・移動支援の支給量に関して一律から個別ニーズに応じた決定への変更